

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市公民館施設整備事業補助金
補助事業等の目標	公民館活動を進めるための施設の整備（新築、改築、増築、大規模改修）を充実させる。
補助事業等の対象者	市内 9 1 分館及び地区公民館
補助対象経費	分館及び地区公民館の施設を整備するための経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築（新たな土地に建築物を建てる）、全部改築（既存の建築物の全部を除去し、従前の土地に建築物を建替える）、増築（既存の建築物の床面積を増加させる） 限度額 800 万円（本体工事経費 600 万円以上、補助率 1/3 以内）</li> <li>・大規模改修（既存の建築物を大規模に修理する）限度額 400 万円（経費 300 万円以上、補助率 1/3 以内）</li> <li>・バリアフリー化改修 限度額 100 万円（経費 20 万円以上、補助率 1/2 以内）</li> <li>・新築、全部改築、増築、大規模改修、バリアフリー化改修ともに、限度額には県費補助があった場合の当該補助金額を含むものとする。</li> <li>・増築に係る補助金、大規模改修に係る補助金及びバリアフリー化改修に係る補助金とは、あわせて交付しない。</li> </ul> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	事業完了報告書及び現地確認により担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 48 年 12 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>平成 年 月 日</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】</p> <p>施設の整備を目的としているため、3 年を超えて補助することが必要であるため。</p>

<p><b>情報の公表の方法等</b></p>	<p>補助分館名、整備内容、補助金交付金額等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区館及び分館とは諏訪市公民館組織に基づく地区館（持回りその他役員等の変更によって他に移ることなく、常時地区館として使用されており、地区住民が地区館と認める施設をいう。）及び分館をいう。</li> <li>・ 新築、全部改築又は増築をする場合において、既に補助金の交付を受けた公民館については、災害等特別の場合を除き、補助金を交付した年度から起算して10年を経過するまでは、補助対象としないものとする。</li> <li>・ 大規模改修に係る補助金及びバリアフリー化改修に係る補助金は、交付後5年間を経過しない場合は、いずれも補助金交付の対象としないものとする。</li> <li>・ バリアフリー化改修とは、既存の建築物を高齢者及び身体障害者等の公民館活動及び社会参加の促進を図ることを目的として、次の各号に掲げる修理をすることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廊下、階段又はトイレ等の手すりの設置</li> <li>(2) 段差解消のためのスロープの設置</li> <li>(3) 床等滑り防止のための素材の変更</li> <li>(4) ドアから引き戸への取替え</li> <li>(5) 洋式トイレの設置</li> <li>(6) 昇降機の設置</li> <li>(7) その他公民館施設のバリアフリー化に関し、市長が特に必要と認める工事</li> </ul> </li> <li>・ 諏訪市避難施設耐震補強事業補助金取扱規則の補助対象経費については、この補助金の補助対象経費とすることができない。</li> <li>・ 公民館の建設に当たり、教育委員会は、その施設が地域の公民館活動を進めるのにふさわしい施設になるよう指導助言することができる。</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書のほかに、公民館施設整備事業計画書（様式第2号-1）に関係書類を添付して、工事着工前に市長に提出しなければならない。</li> <li>・ 建設工事が完了したときは速やかに、諏訪市補助金等交付規則に定められた報告書のほかに、公民館施設整備事業報告書（様式第5号-1）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</li> </ul>
<p><b>提出書類</b></p>	<p>整備事業計画書（様式第2号-1）、計画書に記載されている添付書類各1通  整備事業報告書（様式第5号-1）、報告書に記載されている添付書類各1通  諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 教育委員会 生涯学習課 公民館</p>

